茨木市行政手続法等施行要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする行政手続法（平成５年法律第88号。以下「法」という。）及び茨木市行政手続条例（平成９年茨木市条例第３号。以下「条例」という。）の施行に伴い、法律若しくは命令又は条例若しくは規則に基づく申請に対する処分及び不利益処分について必要な事項を定めるものとする。

（審査基準）

第２　法第５条又は条例第５条の規定により定める本市の審査基準は、審査基準表に掲げるとおりとする。

（標準処理期間）

第３　法第６条又は条例第６条の規定による標準処理期間を定めるものとし、その内容は、第２に規定する審査基準表に掲げるとおりとする。

（不利益処分の基準）

第４　法第12条又は条例第12条の規定による不利益処分の処分基準を定めるものとし、その内容は、処分基準表に掲げるとおりとする。

（審査基準表の備付け等）

第５　審査基準表及び処分基準表は、各課ごとに事務室内のロッカー等に保管し、市民等の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付しなければならない。

２　条例第36条第３項の規定により請求者が負担する写しの作成及び送付に要する費用の額は、茨木市情報公開条例施行規則（平成15年茨木市規則第52号）に定める額のとおりとする。

（聴聞の主宰者）

第６　法第19条又は条例第19条の規定により聴聞の主宰者として市長が指名する職員は、特に指名を行うもののほか、聴聞に係る不利益処分の事務を分掌する課等の属する部の長とする。

（その他）

第７　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成６年10月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成10年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成13年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成16年４月１日から実施する。